入札公告

（行政財産借受事業者募集）

　一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第

16号）第167条の6及び犬山市契約規則（昭和40年規則第21号）第7条の規定により、次のとおり公告する。

　　令和４年１２月２６日

　犬山市長　原 欣 伸

１　一般競争入札に付する事項

(１) 件　　　名　犬山城前観光案内所における余剰地借受事業者募集について

(２) 所　在　地　犬山市大字犬山字北古券12-4の一部

(３) 規格・品質　犬山城前観光案内所における余剰地借受事業者募集要項のとおり

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）法人においては、愛知県内に本店、又は支店を有すること。

（２）個人においては、愛知県内以外で営業をしている場合も可。

（３）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有し

ていること（該当についてのみ）。

（４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当しない者及び同条

第2項の規定に基づく犬山市入札参加の制限を受けていない者であること。

（５）愛知県出納事務局指名停止取扱要領（平成12年４月１日施行）、犬山市入札参加指

名停止措置要綱（平成6年犬山市告示第15条）に基づく指名停止等の措置を受けて

いない、または暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員ではないこ

と。

（６）法人または個人においては、次に掲げる市税の未納がないこと

　　ただし、法人・個人を問わず、事業者の事業所等が犬山市外の場合は、未納がない旨の証明書等を提出すること。

　　市税

　　・法人住民税（法人）、固定資産税（法人・個人）、住民税（個人）

　　 国民健康保険税（個人）

３　入札申込書の受付期間及び受付場所

（１）受付期間

令和４年１２月２６日(月)から令和５年１月１３日(金)までの、土曜日、日曜日、祝日を除く午前９時から午後５時まで

（２）受付場所

犬山市役所　３階　経済環境部　観光課　観光担当

４　入札手続き等

（１）入札日時

　　　令和５年１月２０日（金）午前１０時００分

（２）入札場所

　犬山市役所　　２階　第２０１会議室

５　入札方法等

 （１）入札回数は３回までとする。

 （２）入札保証金は免除する。

６　入札の無効

（１）入札参加資格がない者が入札したもの

（２）入札物件名、入札価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの

又はこれらが分明でないもの

（３）入札書の訂正をしたもの

（４）入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの

（５）その他入札に関する条件に違反したもの

７　落札者の決定方法

　　犬山市契約規則第14条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最高の価格を

もって有効な入札を行った者を落札者とする。

８　その他

 （１）本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、請負金額の

10分の1にあたる額を損害賠償金として請求する。また、損害賠償の請求にあわせて

本件契約を解除することがある。

 （２）本告示に記載のない事項については犬山城前観光案内所における余剰地借受

事業者募集要項に従うこと。

（３）入札条件等は市の指示に従うこと。

９　担当課

　　〒484‐8501

犬山市大字犬山字東畑36番地

 犬山市役所 経済環境部 観光課　担当粟野（犬山市役所本庁舎3階）

　　電話：0568‐44‐0342

　　FAX：0568‐44‐0367

　　E-mail：040500＠city.inuyama.lg.jp